

第1節 応急活動体制

防災関係機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 町の活動体制

1 町災害対策本部

(1) 町災害対策本部の設置

ア 町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく国見町災害対策本部を設置する。

また、町長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生危険がなくなったときは、本部を廃止する。

・設置基準

- 1：大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 2：災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- 3：災害救助法を適用する災害が発生したとき。

イ 町長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、速やかに県及び防災関係各機関のうち必要と認める者に通報する。

ウ 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は第1に副町長、第2に住民防災課長が決定する。

なお、自衛隊への災害派遣要請など、緊急を要する判断については、町長の不在等の非常時においては、第1に副町長、第2に住民防災課長の順に判断するものとする。

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、組織及び設置場所等を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の事務分掌及び運営は、その都度、本部長が定めるものとする。

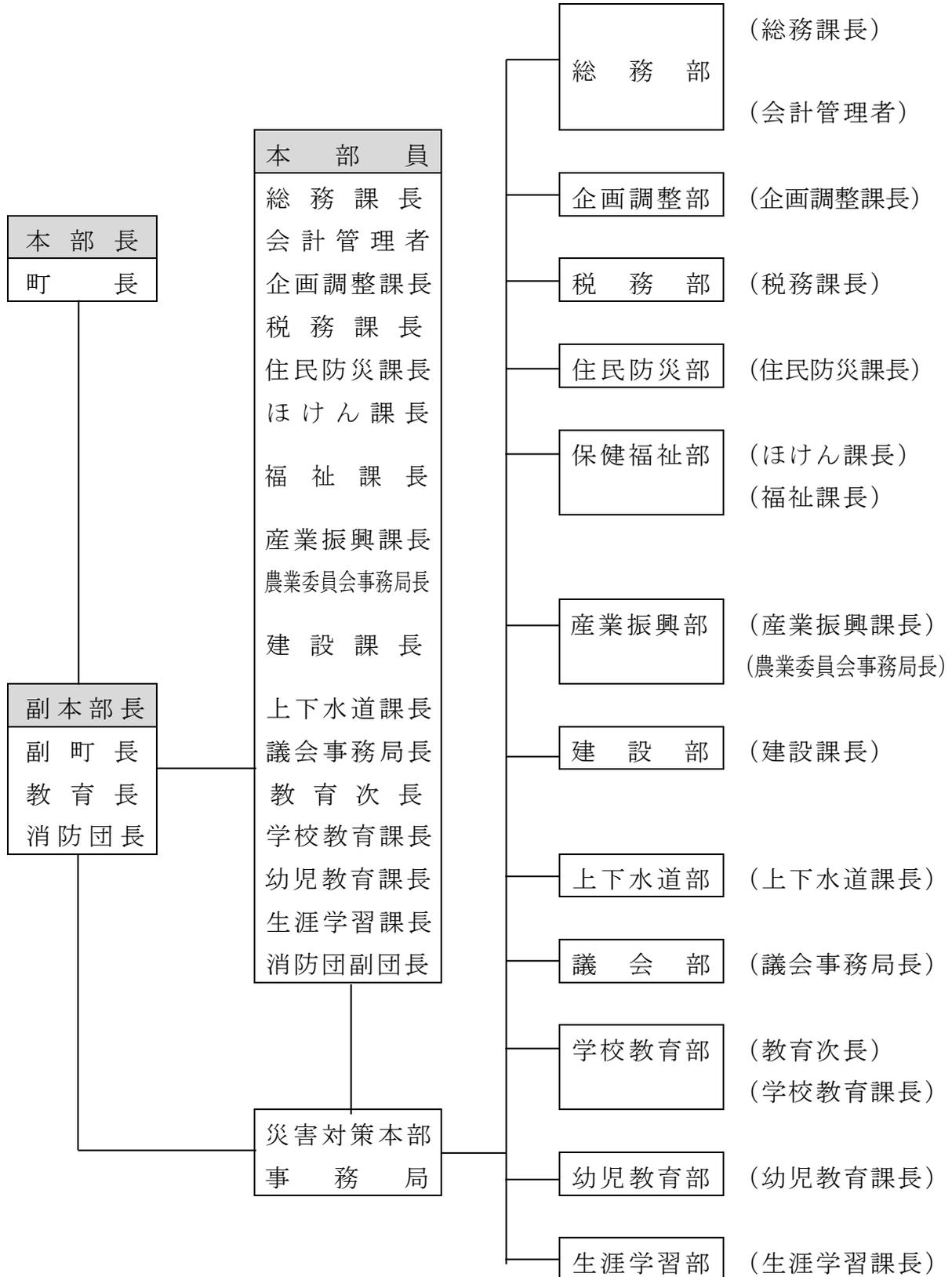
(3) 国、県の現地災害対策本部との連絡調整

国あるいは県の災害対策本部による現地災害対策本部が設置された

場合は、当該現地災害対策本部と連絡調整を図りつつ、国県が実施する対策に対して、協力等を行うものとする。

(4) 町災害対策本部組織

ア 町災害対策本部組織編成表



イ 国見町災害対策本部事務分掌

部は、次に掲げる分掌事務を行うとともに、国見町行政組織規則（平成20年規則第1号）第3条及び第7条、国見町水道事業管理規程（昭和61年訓令第1号）第2条、国見町教育委員会事務局組織規則（平成20年教委規則第1号）第3条に定める分掌事務にかかる被害の調査及びその応急対策・復旧対策を行う。

なお、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部の行う事項について応援するものとするとともに、応急活動に必要な班編成を行うものとする。

(ア) 災害対策本部事務局の事務分掌

事務局長：住民防災課長

事務局担当：環境防災係5名

事務分掌：本部組織内の連絡調整

消防団との連絡調整

関係各機関との連絡調整

被害情報の取りまとめ

町民及び報道機関の対応

避難所との連絡調整

(イ) 各部の事務分掌

部名	担当課	事務分掌
総務部	総務課 会計課	1 応急公用負担等に関すること 2 災害応急対策費の予算措置に関すること 3 車両の調達及び町公用車の配車に関すること 4 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報等に関すること 5 災害写真の撮影、収集及び記録等に関すること 6 災害復旧資材の確保に関すること 7 災害対策に要する経費の経理に関すること 8 避難所開設運営の支援に関すること 9 災害義援金及び支援物資の受付及び配布に関すること
企画調整部	企画調整課	1 町の電子情報ネットワーク、機器の保全に関すること 2 避難所開設運営の支援に関すること 3 その他本部長の命ずる応急対策に関すること
税務部	税務課	1 住家・非住家の被害調査に関すること 2 被災者の税減免等に関すること 3 罹災証明書の発行に関すること 4 被災証明の発行に関すること 5 その他本部長の命ずる応急対策に関すること

部 名	担当課	事 務 分 掌
住民防災部	住民防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び解散に関すること 2 災害対策本部の庶務に関すること 3 災害対策本部要員及び職員の非常招集に関する こと 4 本部長の命令伝達に関すること 5 県及び関係機関に対する被害報告及び応援要請 等に関すること 6 消防団及び自主防災組織との連絡に関すること 7 災害情報の収集、取りまとめに関すること 8 気象情報等の受信伝達に関すること 9 防災行政無線に関すること 10 災害救助法に関すること 11 被災地の環境衛生の保持に関すること 12 被災地の廃棄物、ごみ及びし尿の処理に関すること 13 死体の収容及び埋火葬に関すること 14 除染に伴う廃棄物の被害調査・管理に関すること 15 環境放射線モニタリングに関すること
保健福祉部	ほけん課 福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設運営に関すること 2 被災者の調査及び援護対策に関すること 3 被災者に対する生活福祉資金に関すること 4 福祉関係施設の被害調査、応急復旧に関すること 5 被災地区の児童、母子世帯、老人世帯、身体障が い者及び要介護者等の調査及び援護対策に関する こと 6 災害義援金及び支援物資の受付及び配布に関する こと 7 日赤奉仕団の協力要請に関すること 8 災害時のボランティアの受入れに関すること 9 医療機関の被害調査及びその復旧に関すること 10 医薬品その他衛生材料の調達及び配分に関するこ と 11 被災地の伝染病予防及び防疫に関すること 12 被災地の食品衛生の保持に関すること 13 医療機関への協力要請に関すること
産業振興部	産業振興課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急食料に関すること 2 農林業施設・農業被害者の調査及びその対策に関 すること 3 農業災害の被害調査及びその対策に関すること 4 大枝湛水防除に関すること

部 名	担当課	事 務 分 掌
		5 生活必需物資の調達に関すること 6 商工業関係の被害調査及びその対策に関すること
建設部	建設課	1 道路交通の情報収集に関すること 2 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する こと 3 道路・橋梁の被害状況及び応急復旧に関すること 4 国・県に対する道路、河川及び橋梁の被害情報に 関すること 5 緊急輸送路の確保に関すること 6 災害応急住宅等の建設に関すること 7 災害対策のための建設業者との連絡に関すること 8 災害復旧資材の確保に関すること 9 水防時における管内巡視、雨量・水位記録の収集に 関すること 10 建築物の被害状況調査に関すること 11 被災建築物の応急危険度判定に関すること 12 住宅等の応急復旧に関する相談及び指導に関す ること 13 災害復興住宅資金融資に関すること
上下水道部	上下水道課	1 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 2 被災地の飲料水の確保供給に関すること 3 県有下水道施設被害に関する連絡調整に関するこ と
議会部	議会事務局	1 町議会との連絡に関すること 2 その他本部長の命ずる応急対策に関すること
学校教育部	学校教育課	1 児童・生徒の避難に関すること 2 町立学校施設の被害調査及びその応急対策に関 すること 3 被災地の応急教育に関すること 4 罹災した児童・生徒の保健管理及び学校教育に関 すること 5 その他本部長の命ずる応急対策に関すること
幼児教育部	幼児教育課	1 園児の避難に関すること 2 被災地の乳幼児の応急保育に関すること 3 町立幼稚園施設、保育施設の被害調査及び応急 対策に関すること 4 罹災した園児の保健管理及び教育・保育に関す ること 5 その他本部長の命ずる応急対策に関すること

部 名	担当課	事 務 分 掌
生涯学習部	生涯学習課	1 社会教育施設・体育施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害応急対策のための社会教育施設・体育施設の利用に関すること 3 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 4 避難所開設運営の支援に関すること 5 その他本部長の命ずる応急対策に関すること

※各課長は、担当の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当の部員を定め、体制を整備しておくものとする。

(5) 町災害対策本部設置場所

町災害対策本部は、役場庁舎内会議室に置くものとし、平常時から通信施設等を整備するなど、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

役場庁舎が被災した場合は、観月台文化センターか設置可能な公共施設等に設置するものとする。

なお、災害対策本部の活動に必要な資機材等の整備についても、平常時からその整備に努めるものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、県知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をするものとする。

3 町災害警戒本部

(1) 町災害警戒本部

ア 副町長は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から未然に保護するため、国見町災害警戒本部設置要綱第3条の規定に基づく国見町災害対策本部を設置する。

・設置基準

1：国見町災害対策本部を設置するに至るまでの措置

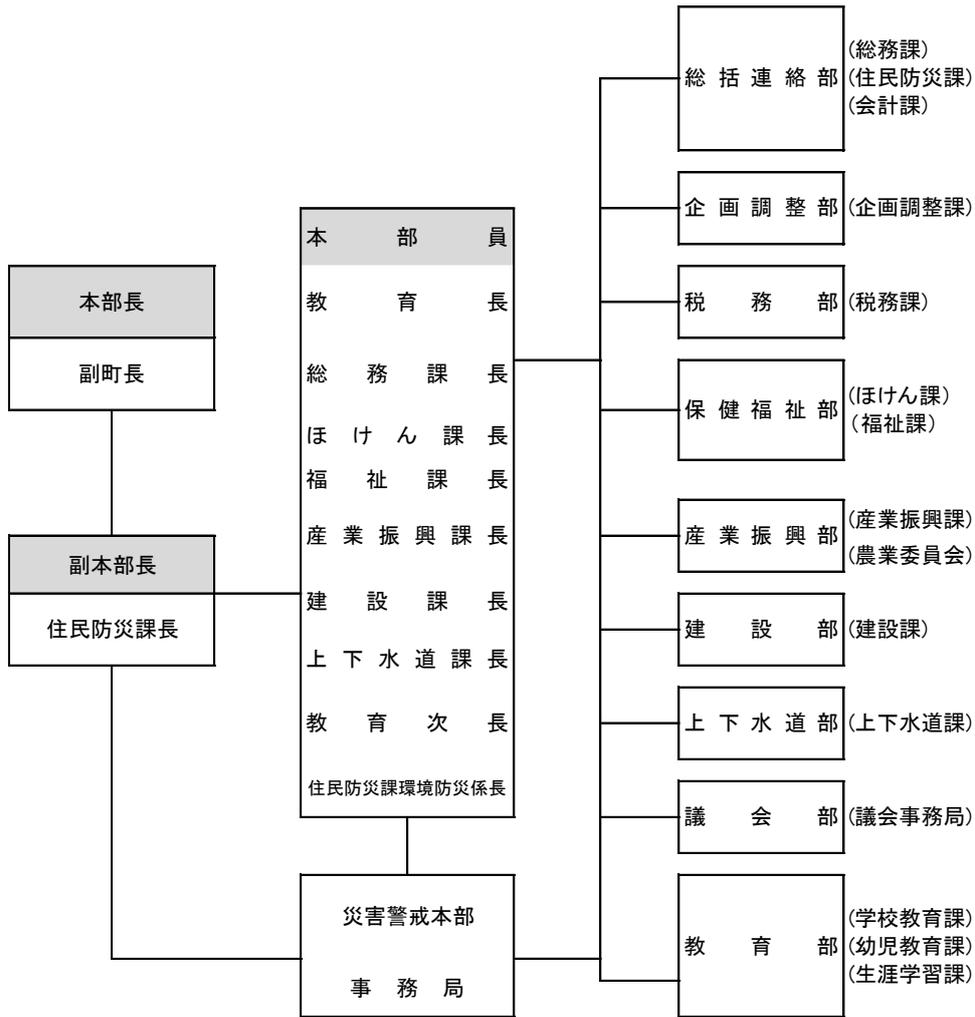
2：国見町災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置

(2) 町災害対策本部の設置

町長は、災害警戒本部長（副町長）からの報告において、災害対策本部の設置が必要な場合、または、さらに災害応急対策を実施する必要がある災害規模と認めた場合は、災害対策本部を設置するものとする。

(3) 町災害警戒本部組織

ア町災害警戒本部組織編制表



イ 国見町災害警戒本部事務分掌

部は、次に掲げる分掌事務を行うとともに、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部の行う事項について応援するものとするとともに、応急活動に必要な班編成を行うものとする。

(ア) 各部の事務分掌

部名	担当課	分掌事務
総括連絡部	総務課 住民防災課 会計課	(1)警戒本部の設置運営及び解散に関すること。 (2)職員の招集配備に関すること。 (3)災害情報の収集、取りまとめに関すること。 (4)気象情報等の受信伝達に関すること。 (5)消防団及び自主防災組織との連絡に関すること。 (6)報道機関との連絡調整に関すること。

		(7)情報発信に関すること。 (8)除染に伴う廃棄物の被害調査・管理に関すること。 (9)環境放射線モニタリングに関すること。
企画調整部	企画調整課	(1)避難所の開設運営の支援に関すること。 (2)電子情報ネットワーク、機器の保全に関すること。
税務部	税務課	(1)避難所の開設運営の支援に関すること。
保健福祉部	ほけん課 福祉課	(1)避難所の開設運営に関すること。 (2)日赤奉仕団の協力要請に関すること。 (3)医療機関への協力要請に関すること。
産業振興部	産業振興課 農業委員会	(1)農林業施設・農業被害の調査及びその対策に関すること。 (2)大枝湛水防除に関すること。
建設部	建設課	(1)道路交通の情報に関すること。 (2)道路・橋梁の被害状況及び応急復旧に関すること。 (3)国・県に対する道路、河川及び橋梁の被害情報に関すること。 (4)災害復旧資材の確保に関すること。
上下水道部	上下水道課	(1)上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2)飲料水の確保供給に関すること。 (3)避難所開設準備に関すること。
議会部	議会事務局	(1)町議会との連絡調整に関すること。
教育部	学校教育課 幼児教育課 生涯学習課	(1)施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 (2)保育所・幼稚園・学校との連絡調整に関すること。 (3)避難所開設準備に関すること。 (4)避難所の開設運営に関すること。

※各課長は、担当の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当の部員を定め、体制を整備しておくものとする。

(4) 町災害警戒本部設置場所

町災害警戒本部は、役場庁舎内会議室に置くものとし、平常時から通信施設等を整備するなど、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

なお、災害警戒本部の活動に必要な資機材等の整備についても、平常時からその整備に努めるものとする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

配備区分	配備体制	配備時期	配備人員	
災害対策本部設置前(災害警戒本部設置)	事前配備	情報連絡のため、防災担当課(住民防災課)の所要人員をもってあたるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1、大雨、台風期等において、気象注意報(大雨、洪水注意報等)が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、住民防災課長が必要と認めたとき。 2、その他特に住民防災課長が必要と認めたとき。	住民防災課長 環境防災係長 環境防災係 以上 4名
	警戒配備	防災担当課(住民防災課)及び関係各課の課長で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2、その他特に住民防災課長が必要と認めたとき。	上記4名の他 建設課長、産業振興課長 以上 6名 状況に応じて 上下水道課長
	特別警戒配備	防災担当課(住民防災課)及び関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1、大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 2、その他特に副町長が必要と認めたとき。	上記の他 ・各課等の長 ・関係各係長 ・関係各課の職員 全職員の概ね30%
	非常配備体制	応急対策を円滑に実施するため、必要と認める体制。	1、局地的に相当規模の災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2、特別警報が発表されたとき。 3、その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	上記の他 ・各係長 ・各課等の職員 全職員の概ね60%

配備区分	配備体制	配備時期	配備人員
非常 （3号配備体制）	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策にあたる体制とする。	1、町内各地に大規模な災害が発生し、応急対策が必要と認められるとき。 2、その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	全職員

※配備人員の詳細については、毎年4月にその人員等について定める。

第2 職員の配備体制

職員の配備体制については、第1の配備基準に基づき配備するものとするが、各課の事務分掌、災害対策本部の事務分掌等を考慮し、毎年4月にその人員及び第3に定める連絡先について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、各配備体制における指揮監督等は次のとおりとする。

- 1 事前配備、警戒配備にかかわる指揮監督及びは住民防災課長が行う。
- 2 特別警戒配備にかかわる指揮監督及び災害警戒本部長は副町長が行う。
- 3 災害対策本部長及び災害警戒本部長は、災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長に連絡するものとし、各部長は、配備基準に基づく配備体制をとるものとする。

第3 動員伝達方法

動員の伝達は、住民防災課長より各課等の長を通じて行うものとする。携帯電話、町防災行政無線等によるほか、「災害対策基本法第57条の規定による放送に関する協定」によりラジオ・テレビ等を通じて行うものとする。

第4 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記第3の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集するものとする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、参集後、所属において、直ちにその状況を報告するものとする。

第5 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各課等の長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を災害対策本部事務局及び災害警戒本部事務局に報告する。災害対策本部長及び災害警戒本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする部がある

と認める時は、災害対策本部事務局及び災害警戒本部事務局を通じて応援の指示を行う。

また、各課等の長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部事務局に報告する。

第3節 災害情報の収集伝達

町内に風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。

また、町内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

〔住民防災課、福島地方気象台、防災関係機関〕

第1 気象注意報・警報等の伝達について

1 定義と種類について

(1) 定義

予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれのある場合、その旨を警告して行う予報。

注意報：雨、大雪、暴風、暴風雪によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類

ア 特別警報

- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報【警戒レベル5相当情報】
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

イ 警報

- ・気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報【警戒レベル3相当情報】
 - 大雪警報

- ・浸水警報（警報事項を気象警報に含めて行う。）
- ・洪水警報
- ・水防活動用気象警報（大雨警報または大雨特別警報をもって代え

る。)

- ・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える。）
- ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（阿武隈川上流：はん濫警戒情報及びはん濫危険情報並びにはん濫発生情報の表題で発表）

ウ 注意報

- ・気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報【警戒レベル2】
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報（現象名を冠した注意報）
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷（雪）注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報

- ・洪水注意報【警戒レベル2】
 - ・水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える。）
 - ・水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える。）
 - ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報（氾濫注意情報：阿武隈川上流）
- （注1）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。
- （注2）地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

エ 情報

（ア）全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

なお、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」と

いう表題の気象情報が発表される。会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(オ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があるこ

とを示す警戒レベル1である。

(カ)キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(キ)流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新される。

オ その他

・火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

・スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に福島県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

・鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報

2 特別警報・警報・注意報等の伝達の発表基準と構成

(1) 発表基準

ア 特別警報

名称	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

イ 警報

名称	基準値
----	-----

暴風	平均風速が18m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
暴風雪	平均風速が18m/s以上で、雪を伴い重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 「警報・注意報発表基準一覧表」の基準に到達することが予想される場合。 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように警戒すべき事項が明記される。
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 「警報・注意報発表基準一覧表」の基準に到達することが予想される場合。
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 「警報・注意報発表基準一覧表」の基準に到達することが予想される場合。

※平地：標高がおおむね300m未満、山沿い：標高がおおむね300m以上

ウ 注意報

名称	基準値
風雪	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合。
強風	平均風速が12m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 「警報・注意報発表基準一覧表」の基準に到達することが予想される場合。
洪水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 「警報・注意報発表基準一覧表」の基準に到達することが予想される場合。
大雪	12時間降雪の深さが平地10cm以上、山沿い20cm以上 大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 「警報・注意報発表基準一覧表」の基準に到達することが予想される場合。
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 「警報・注意報発表基準一覧表」の基準に到達することが予想される場合。
雷	落雷等により被害が発生するおそれがあると予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下
なだれ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上

	積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
霜	早霜、晩霜期により農作物に著しい被害があると予想される場合。 早霜期、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 夏期：最高、最低又は平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 冬期：最低気温-8℃以下、または-5℃以下の日が数日続く。
融雪	融雪により被害が予想される場合

※平地：標高がおおむね300m未満、山沿い：標高がおおむね300m以上

エ 指定河川洪水予報

(ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。

高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。

いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(エ) 氾濫発生情報（洪水警報）は、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(オ) 基準地点と基準水位

・阿武隈川上流

観測所名	水防団待機水位(m) (指定水位)	はん濫注意水位(m) (警戒水位)	避難判断水位(m) (特別警戒水位)	はん濫危険水位(m) (危険水位)	計画高水位(m)
玉城橋 (タマキバシ)	3.60	4.80	5.20	6.10	6.500
須賀川 (スガガワ)	3.50	4.50	7.10	7.70	7.991
阿久津 (アツ)	4.00	5.50	6.80	7.90	8.675
本 宮 (モトミヤ)	4.00	5.00	6.30	7.90	9.293
二本松 (ニホンマツ)	5.50	6.50	10.10	10.40	13.179
福 島 (フクシマ)	3.00	4.00	5.10	5.40	6.559
伏 黒 (フシグロ)	3.00	4.00	4.50	5.00	7.269

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1 kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合

カ 記録的短時間大雨情報

キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ1時間100mm以上の降水が観測又は解析された場合。

キ 注意報・警報等の通報先の一覧

別掲「防災気象情報の伝達系統図」参照

ク 特別警報の伝達

町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに町民や関係機関に周知する。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、天候状況を勘案しながら必要に応じ撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生 of 初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (3) スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

2 被害状況等の報告方法

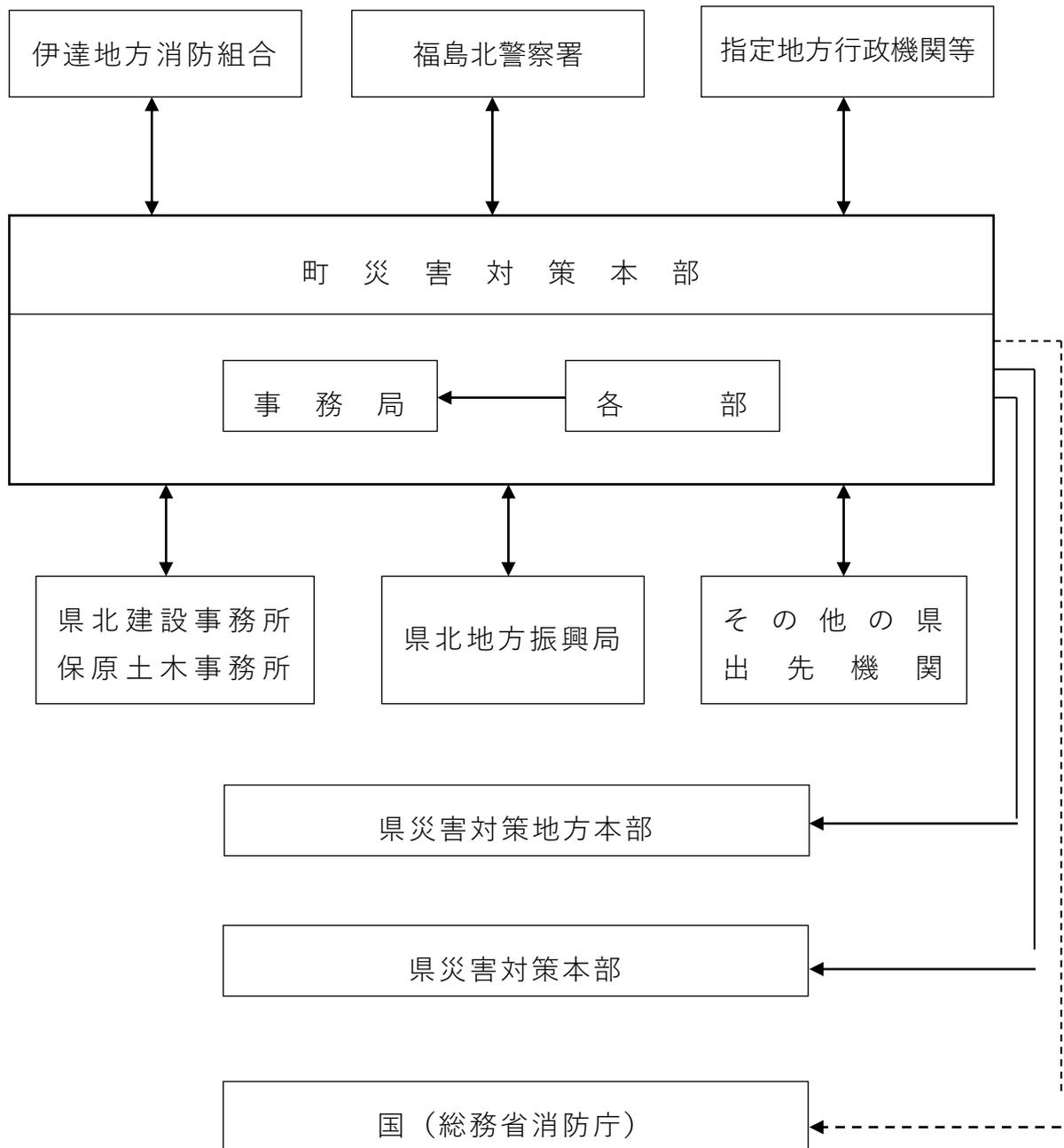
- (1) 町及び防災関係機関による被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町→県（災害対策本部情報班）→国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速な手段により行う。（別掲「報告の系統図」参照）

この場合において、町が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うものとする。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部情報班に報告するものとする。

- (2) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明者となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該記録の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

別掲 報告の系統図

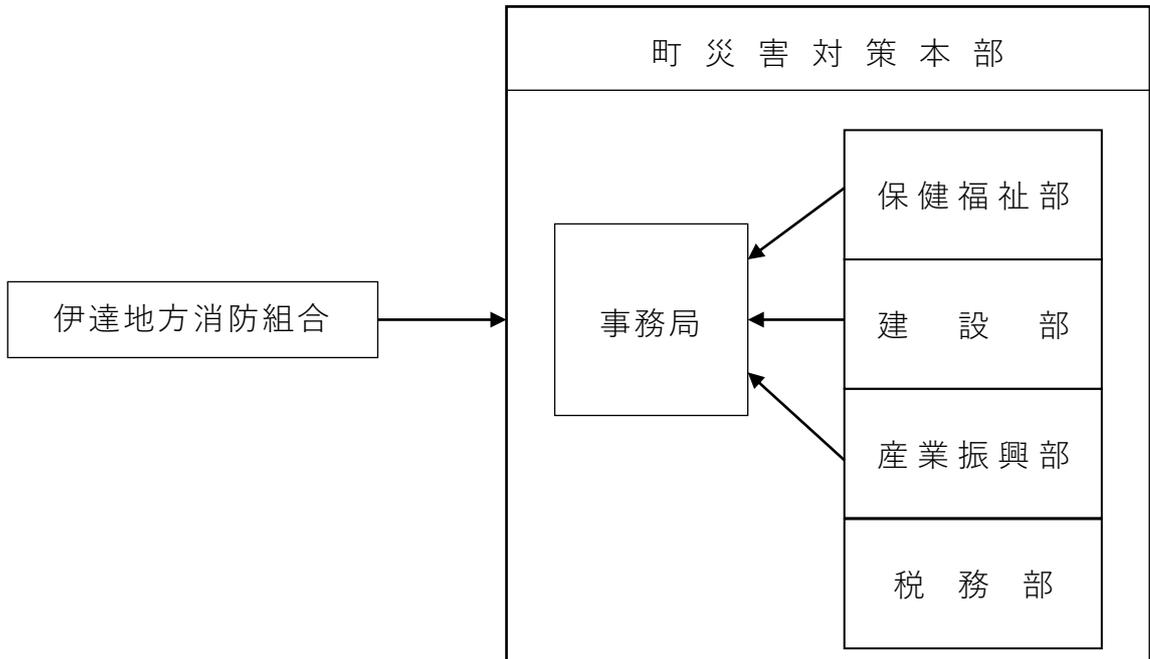


3 被害状況等の報告方法

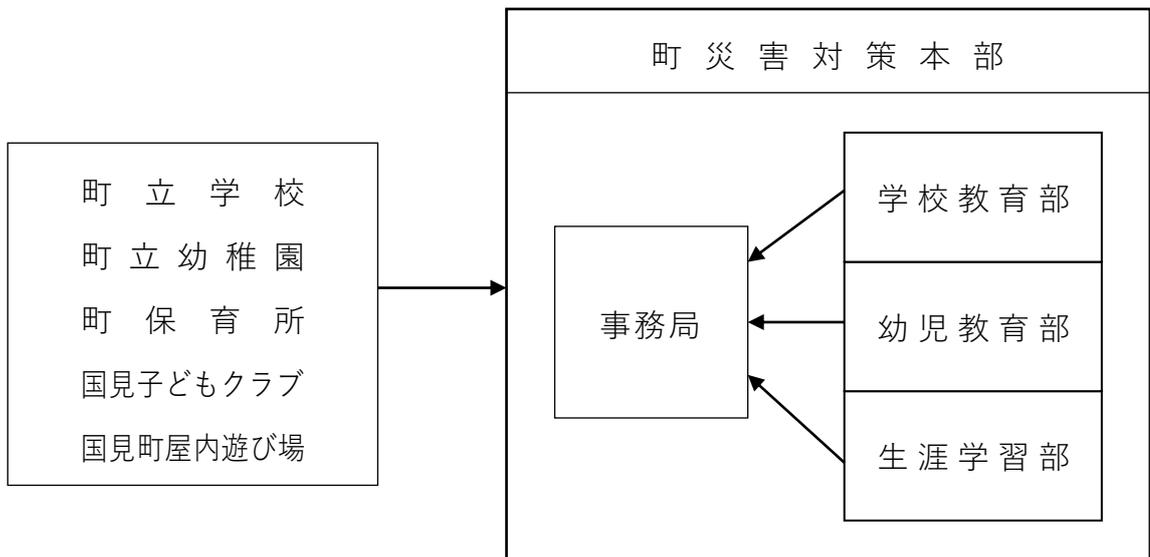
- (1) 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町→県→国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。
- (2) 有線が途絶した場合は、町防災行政無線、警察無線、又はその他の無線局を利用する。
- (3) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

4 被害区分別報告系統

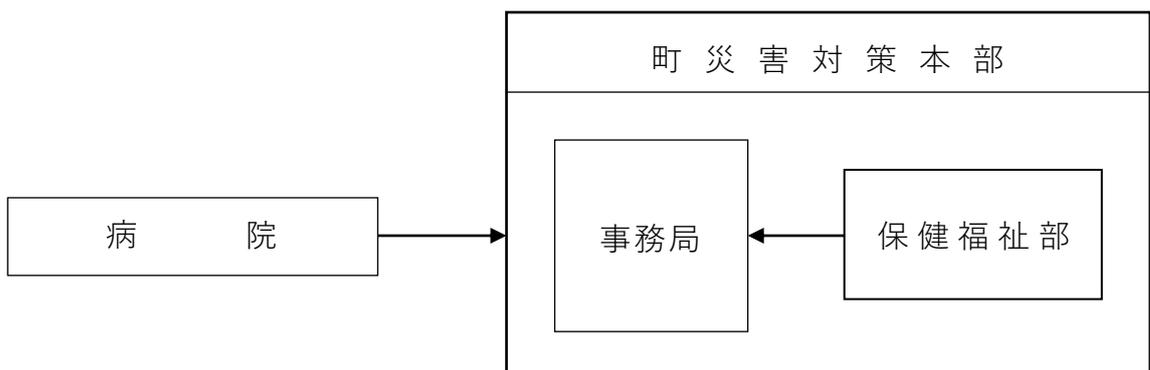
(1) 人の被害、建物被害等



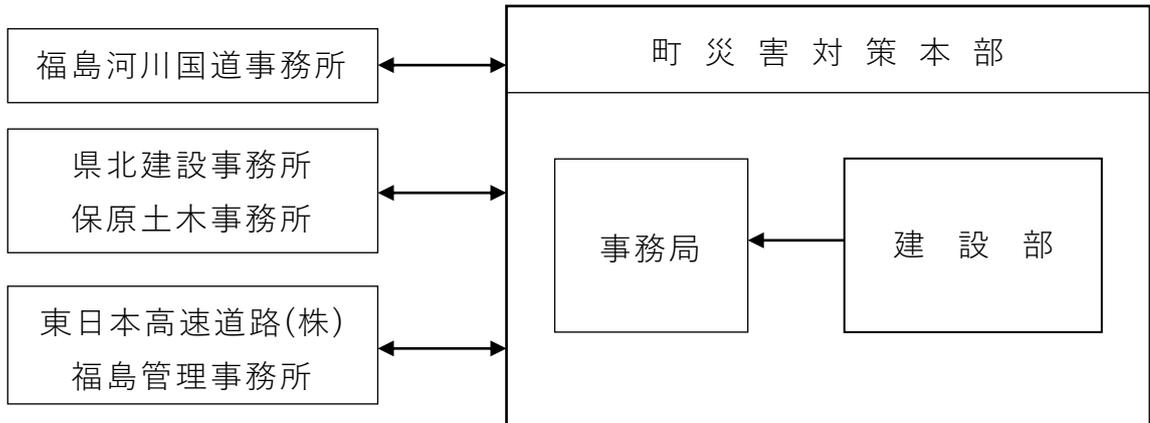
(2) 文教施設被害



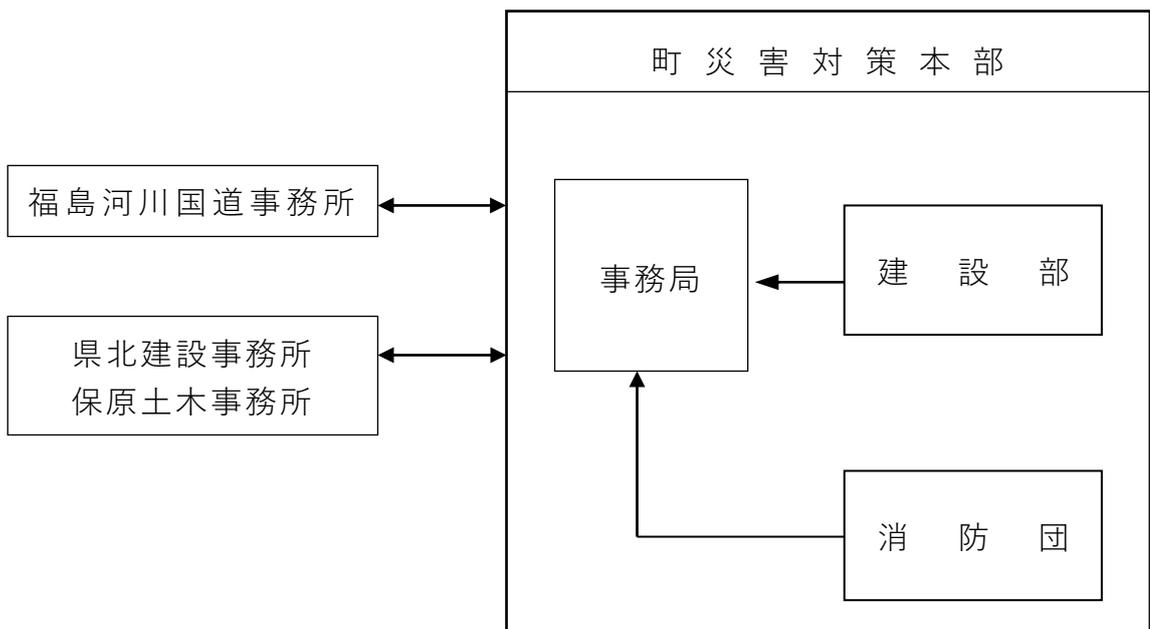
(3) 病院被害



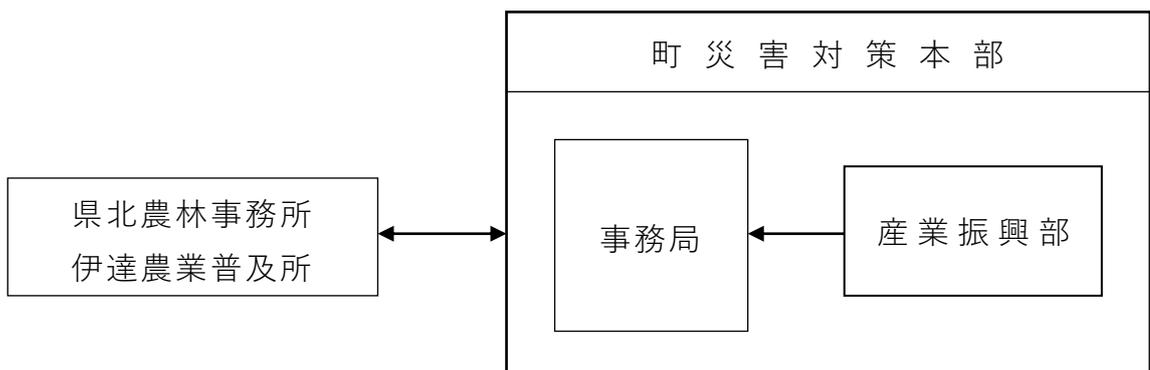
(4) 道路、橋りょう被害



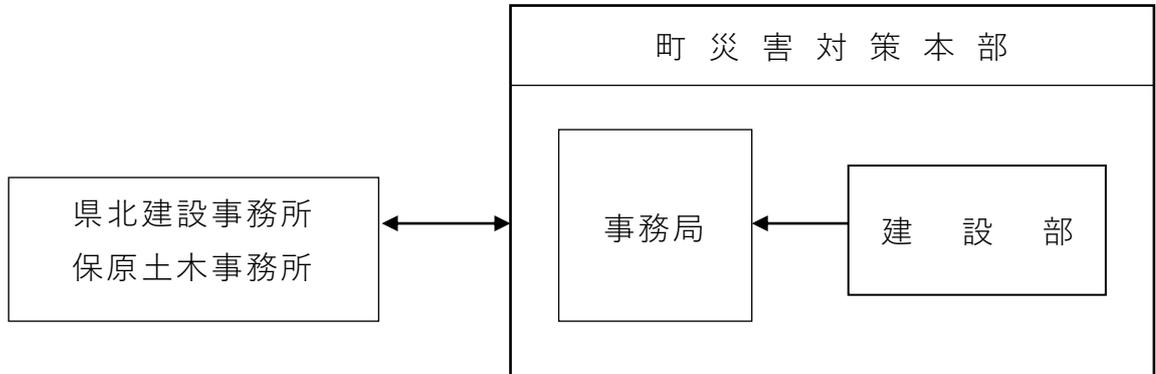
(5) 河川被害、その他水害被害



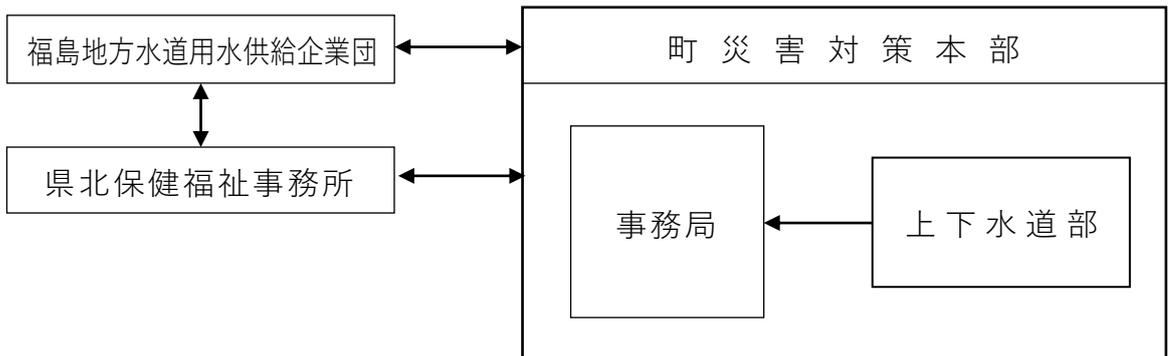
(6) 農産被害、畜産被害



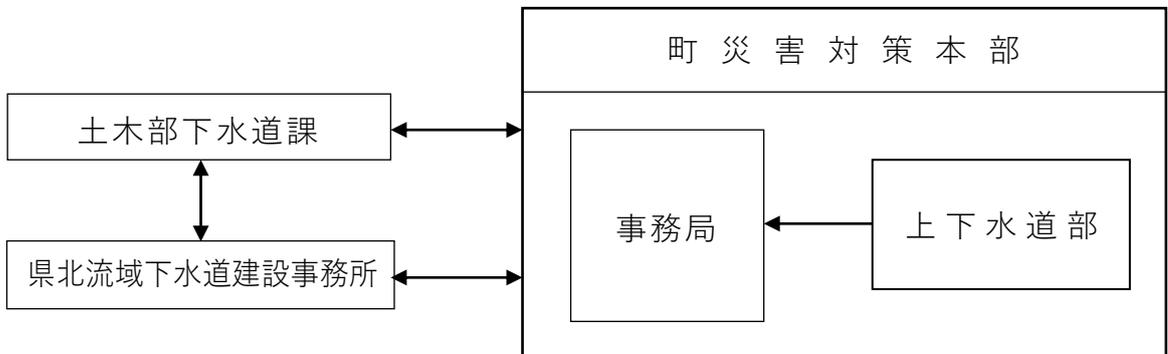
(7) 砂防関係施設の被害及び土砂災害による被害



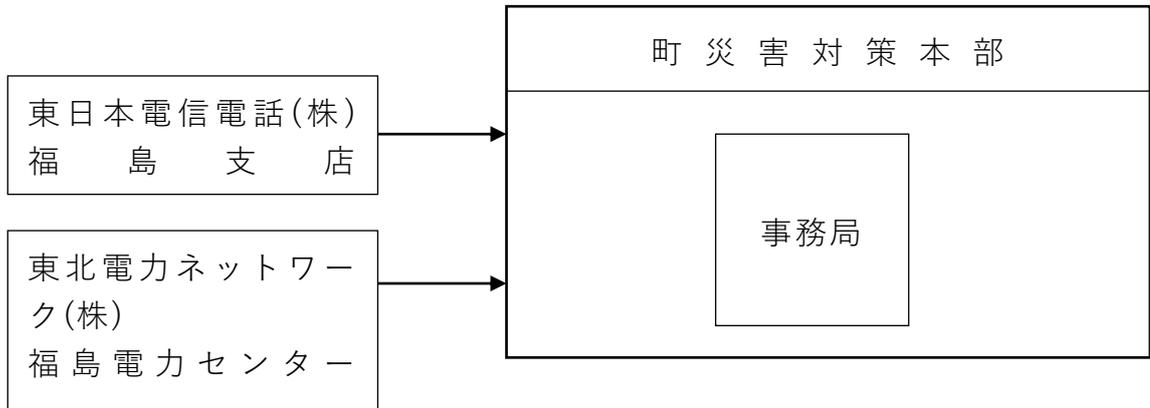
(8) 水道施設被害



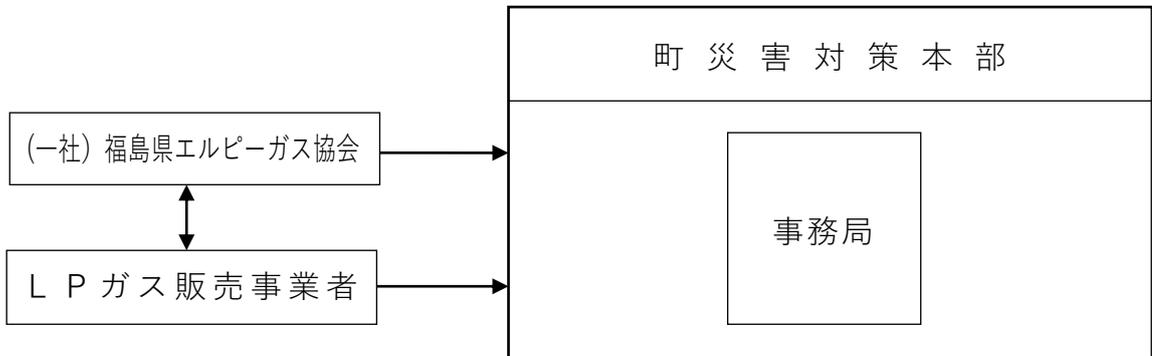
(9) 下水道施設被害



(10) 電話・電力施設被害



(11) ガス施設被害



5 報告の内容と種類

(1) 町から県への報告

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町からの報告の種類及び様式は、次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告。

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告。

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は、別に定める被害報告様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

〔住民防災課、福島北警察署、伊達地方消防組合、東日本電信電話（株）福島支店〕

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信及び町防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当課への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信協議会及びアマチュア無線愛好団体等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3) 福島北警察署及び伊達地方消防組合の通信無線の利用

町は、加入電話及び町防災行政無線が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、福島北警察署あるいは伊達地方

消防組合の通信設備の使用を要請するものとする。

第2 町防災行政無線の運用

1 災害時の通信連絡

災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、報告その他応急対策に必要な災害対策本部から現地職員への指示、命令は町防災行政無線を活用して行う。

2 町防災行政無線の運用

町防災行政無線の運用については、「国見町防災行政無線局管理運用規程」及び「国見町防災行政無線局管理運用細則」に基づき運用する。

(1) 無線の配置状況

基地局 役場庁舎内

移動局 周波数268.2MHz

半固定 1台（役場庁舎内）

車載 20台（公用車5台、消防車15台）

携帯 19台（職員14台、消防団幹部5台）

(2) 通信の統制

災害時に、通信が輻輳した場合、又は通信の輻輳の恐れがある場合の通信の統制は、通信の制限、通信の内容による優先通話などにより、通信の円滑化を図るものとする。

第3 県防災行政無線の運用

1 災害時の通信連絡

町内に災害が発生した場合における県への被害状況の報告、その他応急対策に必要な応援要請、また、県内隣接市町村への応援要請等については、県内各市町村、伊達地方消防組合消防本部等に配備されている県防災行政無線を活用して行う。

2 県防災行政無線の運用

町における県防災行政無線の運用については、「福島県防災行政無線運用規程」に基づき運用するものとする。

第4 東日本電信電話（株）福島支店の措置

1 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

(1) 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用

し最大の疎通を確保する。

- (2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。
- (3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。
- (4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況（呼量）を監視するとともに、迅速に必要な措置を講ずる。
- (5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における以上の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。
- (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講ずる。
- (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板(、スマートフォン)、災害用音声お届けサービス(、スマートフォン)を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

2 東日本電信電話株の無線の運用

ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話を確保する。

第5節 相互応援協力

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

[住民防災課、防災関係機関]

第1 県との相互協力

- 1 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事（市町村班）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- 2 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- 3 町長が県知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由
 - (2) 応援を要請する機関名
 - (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) その他必要な事項

第2 国に対する応援要請

- 1 町長の応援職員派遣要請
 - (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。（災害対策基本法第29条）
 - (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。（災害対策基本法第30条）
- 2 応援職員派遣要請手続き

町長は、指定地方行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が県知事に対して指定地方行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長又は伊達地方消防組合消防本部消防長は、大規模な災害等に際し、自らの町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事（災害対策本部総括班）に連絡し、応援を要請するものとする。

第4 町と防災関係機関との事前協議

災害時において、医療、通信、救援救助など他機関の円滑な協力が得られるよう、協定等を締結し、あるいは事前協議を整えて協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

第5 町と公共的団体等との協力

町は、町内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、町地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予・警報その他情報を町民に伝達すること。
- 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- 6 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- 7 被害状況の調査に協力すること。
- 8 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 9 罹災証明書交付事務に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第6 他の地方公共団体への応援

他の地方公共団体において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、被災地方公共団体から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合又は応急対策職員派遣制度等に基づき国から応援若しくは職員の派遣についてあつせんを受けた場合は、可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。

第7 災害時相互応援協定による要請

町長は、町に災害が発生し、独自では十分な対応ができない場合には、協定に基づき市町村に対し、要請することができる。この場合、次に掲げる事項を明らかにし、電話等で要請し、事後において要請文書を提出するものとする。

- 1 被害の状況及び要請理由
- 2 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- 3 派遣を要請する職員の職種及び人員
- 4 応援の場所及び経路
- 5 応援を必要とする期間

第8 受援体制

町は、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備するものとする。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 災害広報

災害時において、住民及びその関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町及び防災関係機関は、災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

〔総務課、住民防災課、企画調整課、防災関係機関〕

第1 町の広報活動

町は、町内を所管する防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、ラジオ・テレビ等放送局の協力を得ながら、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。

1 広報する内容

2 町内の被害状況に関する情報

3 避難に関する情報

- (1) 避難指示等に関すること。
- (2) 受入施設に関すること。
- (3) 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報。

3 地域の応急対策活動に関する情報

- (1) 救護所の開設に関すること。
- (2) 交通機関及び道路の復旧に関すること。
- (3) 電気、水道の復旧に関すること。

4 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報

5 その他住民に必要な情報

- (1) 給水及び給食に関すること。
- (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
- (3) 防疫に関すること。
- (4) 臨時災害相談所の開設に関すること。
- (5) 被災者への支援策に関すること。

6 市町村間の協力による広報

サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信

する仕組みの構築を検討する。

第2 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある場合は、町及び報道機関に広報を要請するものとする。

第7節 水防計画

この計画は、大雨等による洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、町内各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送等、水防のための水防団（消防団）及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものであり、詳細は国見町水防計画書による。

〔住民防災課、建設課、福島河川国道事務所、保原土木事務所、伊達地方消防組合、消防団〕

第1 水防の責任

町は、指定水防管理団体として、水防法第3条の規定により、町内の水防を十分に果たすべき責任を有する。また、県（保原土木事務所）においては、水防法第3条の6の規定により、町が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第2 町の水防組織

1 町水防本部

（1）町水防本部の組織

町は、国（福島河川国道事務所）、県（保原土木事務所）及び関係機関と連携し、水防事務の円滑な執行を図るため、国見町水防本部を設置し、相互の組織間において正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動を実施する。

なお、町水防本部組織については、国見町水防計画による。

また、災害対策基本法の規定による災害対策本部が設けられた場合は、水防本部はこの本部に入り水防事務を処理する。

（2）水防本部事務局

水防本部事務局は、住民防災課環境防災係に置く。

（3）水防非常配備体制

水防本部が設置された場合は、通常の勤務体制から水防配備体制への切り替えを迅速確実に行う。なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期すため、本部員の交代要員について配慮し、的確な非常配備を行う。

（4）水防本部解散基準

気象に関する警報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

2 町水防本部の役割

町水防本部は、気象、被害、水防活動などに関する情報の収集、連絡、広報などの水防事務を総括する。

また、国、県の各機関等との密接な連絡のもとに水防団（消防団）への出動命令（水防法第17条）、他の水防管理団体の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退きの指示（同法第29条）等の業務を実施する。

3 大枝湛水防除

町は、大雨等による川内地区等の浸水被害の防止のための大枝湛水防除施設稼働及び平常時からの施設の維持管理を行う。

4 水防組織間の連絡

町水防本部からの連絡は、原則として県地方水防本部（保原土木事務所）を通じて県水防本部（県土木部）へ連絡する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

また、町水防本部は、水防団（消防団）の活動状況を常に把握し、隣接市町との連携を図りながら、的確な水防連絡体制をとるものとする。

第3 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者（町長）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに水防団長（消防団長）に対し、その通報を通知するとともに、各河川の水防受持ち区域の各分団長に対し、その通報を通知し、必要団員に堤防、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、異常を発見した場合には、直ちに所轄の福島河川国道事務所あるいは保原土木事務所へ報告するものとする。

2 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、監視及び警戒により水防活動が必要と認められた場合には、水防団（消防団）により水防活動を実施するとともに、水防活動の内容を直ちに保原土木事務所長に報告するものとする。

第8節 救助・救急

災害発生後において、住民の生命、身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として、防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることから、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

〔住民防災課、伊達地方消防組合、消防団、その他防災関係機関〕

第1 自主防災会、事業所等による救急活動

- 1 自主防災会、事業所の防災組織及び住民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。
 - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - (3) 自主救助活動が困難な場合は、伊達地方消防組合又は福島北警察署等に連絡し、早期救助を図る。
 - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、伊達地方消防組合、福島北警察署と連絡を取り、その指揮を受けるものとする。
- 2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速・的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災会と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町（消防機関を含む）による救助活動

- 1 町は、伊達地方消防組合及び町消防団と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班等を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、福島北警察署、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。

なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。
- 2 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事

項を示して県に対し、救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、民間団体にも協力を求めるものとする。

- (1) 応援を必要とする事由
 - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を必要とする期間
 - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- 3 町は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。
- (1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立。
建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。
 - (2) 自主防災会、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発。
 - (3) 自主防災会の救助活動用資機材の配備の促進。
 - (4) 救助技術の教育、救助活動の指導。

第3 伊達地方消防組合による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災会及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

- (1) 各消防署においては救助・救急資材等の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第4 広域的な応援

大規模な災害が発生し、伊達地方消防組合のみでの救助・救急活動が困

難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、町長は、県を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第9節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

[住民防災課、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊]

第1 災害派遣要請の基準

県知事は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために市町村長、警察署長及び防災関係機関から自衛隊派遣要請の要求等を受けたとき、又は自らの判断により自衛隊の派遣を要すると認めるときは、部隊等の派遣を要請するものとする。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動（空中消火を含む。）
- 6 道又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省庁13、14条）
- 11 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- 12 予防派遣（災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合）
- 13 その他

県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第3 町による災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

- (1) 町長が県知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県北地方振興局長を経由して、県知事（災害対策本部総括班）へ要求するものとする。

要求にあたっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は、電話等により、直接県知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県北地方振興局長へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

- (2) 自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

陸上自衛隊福島駐屯地

担当区域 福島県全域

担当窓口 陸上自衛隊第44普通科連隊第3科

T E L 024-593-1212

内線235

(防災行政無線280-01)

時間外 福島駐屯地当直司令 内線302

(防災行政無線280-02)

- (3) 町長は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を県知事（災害対策本部総括班）に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を県知事（災害対策本部総括班）に通知するものとする。

第4 部隊の自主派遣

1 初動における情報収集

(1) 情報の収集

町を災害派遣隊区とする部隊長は、担当する災害派遣隊区において大規模な災害が発生したとの情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

(2) 情報の伝達

部隊長は、必要な情報を速やかに県知事（災害対策本部総括班）、町長及び関係機関へ伝達するものとする。

2 災害派遣の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県との連絡が途絶した場合や町長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その救援が特に急を要し、県知事（災害対策本部総括班）の要請を待ついとまがないときは、町を災害派遣隊区とする部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができるものとする。

この場合においても、できる限り早急に県知事（災害対策本部総括班）に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、県知事（災害対策本部総括班）から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

町を災害派遣隊区とする部隊長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事（災害対策本部総括班）が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、県知事（災害対策本部総括班）からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5 災害派遣部隊の受入れ体制

町長、県知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入

及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長及び県知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

町長及び県知事は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係のある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるよう常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に、町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊派遣が決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、県及び関係機関と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。受入地については、福島空港、SA/PA、「道の駅」等の活用を検討する。

(1) 本部事務室

自衛隊派遣部隊の本部は、町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場
- (4) 駐車場
- (5) 臨時ヘリポート

(2) から (5) までについては、避難所あるいは避難場所等との調整を図り、公共施設あるいは町有地を中心として随時選定するものとする。

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発

生しようとしている場合において、町長及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第7 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、県知事（災害対策本部総括班）から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなると認められた場合に行うものとする。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第8 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、町、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲み取り、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第10節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、町及び防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、災害時要援護者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、教育委員会、社会福祉協議会、福島北警察署、伊達地方消防組合、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊、防災関係機関〕

第1 避難指示等の発令

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体への保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令する

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、町長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

（1）実施の責任者及び基準

避難指示等の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等が発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅への移動を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、町は、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に

避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、町民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて町民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、避難指示等について策定した避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早期となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難の発令に努めるものとする。また、町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、町民に対して周知徹底を図るものとする。

なお、町長が不在で、かつ連絡が取れない場合は、第1に副町長、第2に住民防災課長の順に避難指示等を行うものとする。

[高齢者等避難（警戒レベル3）]

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
町 長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。

[避難指示等（警戒レベル4）]

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
町 長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
知 事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（町長） （水防法第29条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
警察官 （災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
警察官 （警察官職務執行法第4条）	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
自衛官 （自衛隊法第94条）	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に関り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

[緊急安全確保（警戒レベル5）]

町長 （災害対策基本法第60条）	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。
---------------------	------------------------------	---

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 洪水

洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、

大雨注意報→大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

2 避難指示の内容

避難指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難指示等を実施した者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 町の措置

ア 知事への報告

町長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を県知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難指示
 - (イ) 避難指示の発令時刻
 - (ウ) 避難対象地域
 - (エ) 避難場所及び避難経路
 - (オ) 避難責任者
 - (カ) 避難世帯数、人員
 - (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を県知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

イ 住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第6節 災害広報」に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 警察官の措置の報告系統

ア 災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 町長 → 県知事（危機管理総室）

イ 職権に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 県警察本部長 → 県知事 → 町長

(3) 自衛官の措置

自衛官 → 陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊長 → 町長

4 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- ・町長（災害対策基本法第63条）
- ・警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2）
- ・消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- ・災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、ただし、町長、警察官が現場にいない場合に限る。）
- ・知事（災害対策基本法第73条、町が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示等を発した者がその措置にあたるものとする。

2 避難指示等の伝達

防災行政無線と併用して、広報車による伝達やLアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災会による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、町民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- (6) 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般町民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第4 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、町長が実施するものとする。
- (2) 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 町長の措置

町長は、町地域防災計画にあらかじめ避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、町は、あらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

(1) 避難所の開設

町長は、「第1章 災害予防計画 第11節 避難対策」に基づき別途「資料編」に定める避難所等に、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

・開設報告事項

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び受入人員

ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県をはじめ、福島北警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所において町長が実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の受入

町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また町は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ 被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図ること。）

カ 感染症対策

町は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(4) 県有施設の利用

町長は、被災者を一時受け入れるため、町有施設で不足すると考えられる場合は、県有施設の一時使用を要請するものとする。

(5) その他の施設の利用

町長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

3 避難所の運営

(1) 避難所には、町災害対策本部との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営を行うために必要

な町職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

- (2) 町長は、町内会、婦人会、自主防災会、ボランティア等の協力を得て、避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

- (3) 町内会、婦人会、自主防災会、ボランティア等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活が送れるように努める。

- (4) 町は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配付拠点となることも考慮して、町は避難所の運営を行う。

4 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した町民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

5 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機器

エ 洗濯機、乾燥機

オ 仮設風呂・シャワー

カ 仮設トイレ

キ テレビ・ラジオ

ク インターネット情報端末

ケ 簡易台所、調理用品

コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

7-6 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅にとどまっている被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（役場庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めるものとする。

第5 要配慮者対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員

及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対して、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町は、直接、加入電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生児童委員、自主防災会等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって、聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院等施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、患者に対して、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て、入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、伊達地方消防組合、民生児童委員及び自主防災会の協力を得て、避難場所に誘導する。避難誘導にあたっては、災害時要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じて、他の病院等から応援を得て、患者を避難誘導する。

避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災会等の協力を得て、外国人を避難誘

導する。

3 避難所における配慮等

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

4 指定避難所以外の避難者への支援

(1) 住宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、町長が判断し施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点の施設に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第6 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第11節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、町内全域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、公立藤田総合病院、町内医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に一刻も早い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、

伊達医師会、公立藤田総合病院及び町内医療機関〕

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、県北保健福祉事務所及び伊達医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県に速やかに報告する。この場合において、医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり、県北保健福祉事務所に連絡がとれない場合には、町の防災行政無線により報告を行う。

第2 医療（助産）救護活動

町及び各医療関係団体は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、精神保健医療活動を実施する。

1 町の活動

（1）町は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、避難所等に救護所を設置し、救護活動を行う。

また、ほけん課、福祉課を中心として公立藤田総合病院及び町内医療機関等の協力を得て、医療（助産）救護班を編成し、必要があれば、県の機関に協力要請を行い、災害の程度に即応した救護活動を行う。

（2）町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町的能力をもってしては十分でないとき認められるときは、県に対し協力を要請する。

（3）医療（助産）救護班の業務内容

ア 診療（死体検案・身元確認を含む。）

イ 応急処置、その他の治療及び施術

ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置

エ 薬剤又は治療材料の支給

オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定

カ 看護

キ その他医療救護に必要な措置

2 その他の機関の活動

(1) 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、町の協力要請に基づいた県の要請に基づき、災害対策本部救護班に職員を派遣するとともに、医療救護班を派遣して救護活動を行うものとする。なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、町内の医療機能が回復、若しくは町等による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間において、日本赤十字社独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができるものとする。

(2) 伊達医師会

町は、災害が発生し、医療救護について必要と認めるときは、伊達医師会に救護活動の要請を行うものとする。

伊達医師会は、救護活動の必要を認めた場合は、医療救護班を編成し、救護活動を行うものとする。

3 医療救護活動の原則

医療救護班による救護活動は、原則として救護所において行うものとするが、医療救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、公立藤田総合病院又は町内医療機関等において行うことができるものとする。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療（助産）救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療（助産）救護班の班長は、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者などの場合は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプターを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として伊達地方消防組合が実施する。ただし、伊達地方消防組合の救急車両が確保できない場合は、町、医療（助産）救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療（助産）救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

第5 血液製剤の確保

町は、災害発生後、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

- 1 日本赤十字社福島県支部に対して、被害の軽微な地域に採血車の出動を要請し、住民の献血による血液の確保に努める。
- 2 近隣市町村及び日本赤十字社福島県支部に応援を依頼し、血液製剤の受入を図る。
- 3 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災航空センター及び自衛隊に対し派遣を要請する。

第6 人工透析の供給確保

町は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第7 広域的救護活動の調整

町は、災害発生時における医療（助産）救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合には、隣接市町村、県内又は県外からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図るものとする。

第12節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に、特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

〔総務課、環境住民防災課、建設課〕

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要の人員及び物資
- カ 緊急車両の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

- 第1段階に加え、
- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

ア 災害復旧に必要な人員及び物資

イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

(1) 人命の安全

(2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第1章 災害予防計画 第10節 緊急輸送路等の指定」のとおり、県指定の第1次確保路線から緊急輸送路の確保を図る。

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

町は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 町の確保体制

町の輸送手段の確保体制は、次のとおりである。

(1) 町保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、総務課及び各課において管理する車両を利用するものとする。

(2) 協定に基づく協力要請

町は、災害により必要となった人員・物資輸送に関し、協定締結企業に対し協力要請を行う。

(3) 外部への協力要請

防災担当課は、町内の関係業者（運送会社、特殊車両等保有業者）

に対して、保有する車両等の利用について協力要請を行う。

また、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第13節 警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

[福島北警察署]

第1 警備活動

1 警備体制

(1) 職員の招集

本町を管轄する福島北警察署は、本町において災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部等の設置

本町を管轄する福島北警察署は、本町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

2 災害警備活動

災害発生時において、本町を管轄する福島北警察署の警備活動は、次のとおりである。

(1) 災害情報の収集

多様な手段により、災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

(2) 救出援助活動

把握した被害状況に基づき、警察官を迅速に被災地へ出動させるとともに、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行うものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、町と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 身分確認等

町と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保・医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険箇所等について、町災害対策

本部に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

被災地域及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、町内の防犯協会各支部等と連携するなどして、被災地域の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

町と連携し、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

町内の防犯協会各支部のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地域における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

福島北警察署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

福島北警察署は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接又は近接する市町に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災地域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、福島北警察署は、次により緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地域等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施するものとする。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、隣接市町ある

いは宮城県白石市と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

ウ 高速自動車道については、町内を経由する車両を抑制するため、国見インターチェンジからの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

福島北警察署は、災害が発生し又は災害がまさに発生しようとしている場合及びこれらの周辺の地域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転者等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

* 「標示」の様式は、「災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2」を参照のこと。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

福島北警察署は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

福島北警察署は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、車両の運転者をはじめ、居住者等に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両。(道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の番号標を有しているものを除く。)

イ 確認手続

上記の対象車両の所有者は、災害応急対策に従事するとき、災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急車両であることの確認を県知事又は福島北警察署に申し出し、確認を得て、同法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の見やすい箇所に標示す

るものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

* 「標章」の様式は、「災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第3」を参照のこと。

* 「証明書」の様式は、「災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第4」を参照のこと。

(4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続

ア 福島北警察署は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認を行うものとする。

ウ 福島北警察署は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(2) 前記(1)による措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又

はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び伊達地方消防組合が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第14節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課〕

第1 防疫活動

1 町の業務

(1) 防疫組織

災害が発生した場合、その規模あるいは状況に応じて、住民防災部及び保健福祉部合同による防疫班を設置し、被災地域、被災状況等を迅速に把握の上、災害に即応した防疫対策を企画し、防疫活動を推進する。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 県知事の指示に基づき消毒を実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族昆虫等の駆除

ア 県知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 県知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

県知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県北保健福祉事務所長を経由して県知事あて報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日県知事へ報告する。

第2 食品衛生監視

災害発生時の被災地における食品衛生監視は、炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査、飲料水の簡易検査等、県が行うものであるため、食品衛生の確保を図るため、県に要請するものとする。

第3 栄養指導

災害発生時の被災地における栄養指導は、炊き出し、給食施設の管理指導、患者給食に対する指導等、町及び県が共同で行う必要があるため、必要に応じて県に協力要請するものとする。

第4 保健指導

町の保健師、栄養士は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、災害時要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

第5 精神保健活動

精神保健活動については、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期の避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ県に対して必要に応じ災害派遣精神医療チーム（DPA T）の派遣を要請し、避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

1 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。

2 調達計画

災害状況を迅速かつ的確に把握し、県及び関係機関との連携をとり、防疫機材の調達に努める。

3 防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第7 動物（ペット）救護対策

町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第15節 廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

〔住民防災課、伊達地方衛生処理組合、県〕

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推計

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

町においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境の保全・公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確保する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講じるものとする。

このため町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点から、できる限り早急に収集が行

われるよう体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の伊達地方衛生処理組合処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれきの処理については、原則として町またはがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、町及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行うものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的には、処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、伊達地方衛生処理組合においてもそれに対応できるように予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

2 収集体制の確保

町内の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、

伊達地方衛生処理組合処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講じるものとする。

このため町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間リース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として、水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することとする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対応するため、普段より水の汲み置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講じるものとする。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて、他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（県北地方振興局又は環境保全班）に報告するなどの処理を講ずる。

第4 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、町内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思

われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請するものとする。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請するものとする。

第16節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これら救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体として、町があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

〔産業振興課、上下水道課、、ふくしま未来農業協同組合、商工会〕

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

町は、県（保健衛生班）及び国の協力を得ながら災害による避難者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じて漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 町の対策

ア 町は、上下水道部を中心として給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水のほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、次の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓からの「仮設給水栓による給水」

(2) 県への応援要請

町は、必要に応じて、他の市町村の水道事業者及び国の救援について、県に応援要請を行うものとする。

(3) 水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、町が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

町は、県と連携し、備蓄食料等を活用するとともに、ふくしま未来農業協同組合及び町商工会の協力を得て、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。

2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき、ふくしま未来農業協同組合、町商工会及び町内小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて避難者等に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要援護者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

3 協定に基づく応急物資の調達

町は、必要に応じて「福島、宮城、山形広域圏災害時相互応援協定」に基づき、関係市町村に対して食料等供給及びそれに必要な資機材提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

町は、県と連携し、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等のあっせん又は調達し、供給する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

せっけん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、ふくしま未来農業

協同組合、町商工会等を通じて必要な生活必需物資等を調達し、避難者等に供給する。

ただし、町において調達が困難な場合は、状況に応じて県に応援要請をする。

4 協定に基づく応急物資の調達

町は、必要に応じて「福島、宮城、山形広域圏災害時相互応援協定」に基づき、関係市町村に対して生活必需物資等の供給を要請する。

第4 支援物資等の支援体制

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第5 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

町は、県と連携し、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を町災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、町内被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、東日本大震災等の教訓にかんがみて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

2 義援金の受入れ

町は、あらかじめ義援金の受入れ体制を整えておくものとする。

第17節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、町民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

[ほけん課、福祉課、建設課、町指定金融機関等]

第1 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町がその障害物の除去を行うものとする。

- ①住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- ②緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ③その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施する、あるいは、町内関係業者の協力を得て実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県に派遣（応援）要請を行うものとする。

(2) 災害救助法が適用された場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、本節第4に規定する「応急仮設住宅の供与」との併給は認められない。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術員を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 道路における障害物の除去

実施機関及び方法

(1) 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に

規定する道路管理者が行うものとする。

- (2) 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア 町内河川の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（町長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長（伊達地方消防組合消防長）が行うものとする。

[河川管理者]

直轄管理河川阿武隈川	国土交通大臣（福島河川国道事務所）
一級河川	福島県知事（保原土木事務所）
その他の河川	町長（建設課）

イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。

ウ 水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長（伊達地方消防組合消防長）は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、町内関係業者へ委託して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、次の点を考慮して確保するものとする。

なお、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない町有地あるいは国有地、県有地等の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

5 関係機関との連携

- (1) 町は、国、県の出先機関、町内の建設業者等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、町内の建設業者等の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示するものとする。

- (3) 町は、住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、町のみで対応できないと判断した場合は、県に応援又は協力の要請を行うものとする。

第2 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

町は、県と連携し、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要がある場合は臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

町（ほけん課、福祉課）は、被災地域及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して、早期解決に努めるものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況に応じて検討し、決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する担当課（ほけん課、福祉課）及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応じるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること。（被災者の安否の確認に関すること。）
- (4) その他住民の生活に関すること。

第3 応急金融対策

1 町指定金融機関（福島信用金庫国見支店）、町指定代理金融機関（ふくしま未来農業協同組合国見総合支店、(株)東邦銀行桑折支店、(株)福島銀行桑折支店、(株)大東銀行保原支店）は、それぞれ所轄省庁等関係行政機関の指導、援助により、被災者の便宜を図るため、金融機関業務の運営を確保し、次のような非常金融措置を実施するものとする。

- (1) 預金通帳を滅（紛）失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災したために支払期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができること。また、災害関連手形の不渡処分について適宜配慮すること。
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引換えについて、状況に応じ必要な措置をと

ること。

- (5) 国債を紛失した又は汚損した場合の取扱いについて、相談に応じること。
- (6) 被災者への融資に対し、相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとること。

第4 応急仮設住宅の供与

1 建設型応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関等

ア 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、県知事が行うものであるが、戸数、場所等に関する計画の立案と実施は、町と共同して行うものとする。

イ 災害救助法適用の市町村が一である場合は、県知事は建設を町長に委任することができるものとする。

ウ 町は、平時においてあらかじめ、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。

エ 町は、県と連携し、応急仮設住宅の建設にあたり、資材の調達及び要員の確保について、県との応援協定に基づく（一社）プレハブ建築協会への協力要請、あるいは町建設業協会に対して協力を要請するものとする。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりである。

1 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。なお、災害混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

また、本節に規定する「障害物の除去」や「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であ

って、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

2 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行うこととなるが、状況に応じて県から事務委託された場合は、町長が行うものとする。

3 規模・構造及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

(イ) 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者及び障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配慮や設計に努める。

(ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

4 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集团的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

(ア) 都市計画公園予定地

(イ) 公営住宅敷地内空地

(ウ) 公園、緑地及び広場

(エ) 県有施設敷地内空地

(オ) 国・町が選定供与する用地

(カ) その他の適地

5 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

6 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

7 着工及び完成の時期

(ア) 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

(イ) 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

(ウ) 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最長2年以内）とする。

8 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保・孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第5 賃貸型応急住宅等の提供

1 町は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅を把握し、また、県と連携をとりながら利用可能な公営住宅を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第6 住宅の応急修理

1 実施機関等

災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定について、町長と共同して行うものとする。

2 実施方法等

(1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

ア 次の要件をすべて満たす者とする。

(ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

(ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること

(2) 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第18節 死者の搜索、遺体対策等

町は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、福島北警察署、伊達地方消防組合、消防団、伊達医師会〕

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 伊達医師会等との協力体制の整備

福島北警察署は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ伊達医師会等との協力体制の整備を図っておくことが重要である。

3 広域的な遺体対策体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、伊達市桑折町国見町火葬場が被災して利用できない場合を想定し、同火葬場を運営する同火葬場協議会は、福島市・伊達市・川俣町・安達地方広域行政組合と「緊急時における火葬業務相互援助協定」を平成22年4月1日に締結し、その協定に基づく火葬業務の援助を要請するとともに、遺体の保存のため、町内民間業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨つぼ等の確保に配慮する。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

町は、町消防団、福島北警察署、伊達地方消防組合及び自主防災会等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索を実施する。

なお、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定され

る者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の捜索を実施するに当たっては、捜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、関係機関等の協力により遺体収容所に搬送し収容する。この際、葬儀業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は、被災現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整理について、必要な事項を定めておくものとする。

3 災害救助法が適用された場合の遺体対策基準

災害の際、死亡した者についての遺体に関する処理は、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

4 福島北警察署の対応

(1) 遺体の検視

警察官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

(2) 遺体の搬送

町が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬・埋葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、町は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をと

るものとする。

(1) 遺体の火葬

- ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

- ア 町は、伊達市桑折町国見町火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し、適正な配分に努める。
- イ 町は、火葬許可にあたっては、所轄する火葬場又は近隣市町の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法が適用された場合の遺体の火葬・埋葬実施基準

(1) 火葬・埋葬は原則として町で実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は県知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合は、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。

(4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品も含む。）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第5 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する条例及び同施行規則の規定に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

(1) 住家が5世帯以上滅失した災害

(2) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災

害		
2 支給限度額		
死亡時において、生計を維持していた者の場合		500万円
その他の者の場合		250万円

第19節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

[上下水道課、東北電力ネットワーク（株）福島電力センター、東日本旅客鉄道（株）福島支店、東日本電信電話（株）福島支店、町内LPガス販売事業者]

第1 上水道施設等応急対策

町（水道事業者）は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、水道水の安定供給、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎など、あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

町（水道事業者）は、施設の被害が甚大で町及び町内の公認事業者のみで復旧ができない場合は、必要とする支援内容を明らかにして、隣接水道事業者あるいは県に対して支援要請をするものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

町（水道事業者）は、住民に対して復旧の順序や、地域ごとの復旧完了予定時期等について、広報車及びその他の伝達方法により逐次情報の提供・広報を行うとともに、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するものとする。

第2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、県と連絡を密にし、阿武隈川上流流域下水道県北浄化センターの処理場本体被害状況を電話等で把握するとともに、町内下水道管等の被害状況の調査、施設の点検を実施し、町管理施設部分に支障がある場合及び二次災害のおそれがあるものについて、応急復旧を

行うものとする。

1 要員の確保

町は、あらかじめ定めた計画に基づく、緊急時の配備体制により、要員の確保を図るものとする。

2 応急対策用資機材の確保

町は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

町は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

町は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 電力施設応急対策（東北電力ネットワーク（株）福島電力センター）

1 災害対策組織の設置

非常災害が発生した場合、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置する。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫を確認し、調達が必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの流通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行うも

のとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報活動

(1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設置の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

6 災害時の危険予防措置

電力需要の実態に考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じるものとする。

7 復旧計画

(1) 町災害対策本部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復興計画を立てるとともに、その内容を県災害対策本部に速やかに報告するものとする。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧作業の完了見込み

カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備

の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

第4 ガス施設応急対策（町内LPガス販売事業者、（一社）福島県エルピーガス協会）

1 出動体制

町内LPガス販売事業者は、台風等風水害が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 一般社団法人福島県エルピーガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

（1）台風等風水害による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

（2）復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

町内LPガス販売事業者は、広報活動を円滑に実施するために、一般社団法人福島県エルピーガス協会等の協力を得るなどして、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについて啓発し、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報するものとする。

（1）平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

（2）災害発生時の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車を通じて、「ガス栓や器具栓、ガスの火を消すこと。」などを広報するものとする。

(3) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス販売事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

町内LPガス販売事業者は、台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般災害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及び電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（町の災害対策本部、その他公共団体、報道機関、需要家等への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害状況

5 復旧計画等

(1) 一般社団法人福島県エルピーガス協会の現地災害対策本部長は、会員である町内各LPガス販売事業者と連携し、各設備ごとの被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

(ア) 救援を必要とする作業内容

(イ) 要員

(ウ) 資機材及び工具車両

(エ) 救援隊の出動日時・集結場所等

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

(2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し、復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧

順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易度を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第5 鉄道施設応急対策（東日本旅客鉄道（株）福島支店）

1 災害応急体制の確立

（1）災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 仙台支社対策本部

（ア）本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

（イ）副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

（ウ）班長は関係部長、本部付きは関係課長又は担当者とする。

イ 現地対策本部

（ア）現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

（イ）本部付きは関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

（2）通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

（3）気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びS I値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

（4）旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、

速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

ア 迂回又は折り返し運転

イ 臨時列車の特発

ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

(1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。

(2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。

(3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。

(4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第6 電気通信施設等応急対策（東日本電信電話（株）福島支店）

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して、通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、町及び各防災関係機関と緊密な連携を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

2 災害時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ウ 建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 災害等により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補修、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復旧する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位に従って実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第20節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、災害時において、乳幼児、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

〔教育委員会、企画調整課〕

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。
ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し、学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防火活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

町教育委員会は、県教育委員会と連絡を密にし、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各校長は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し町教育委員会に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し、その実態を把握する。

調査の結果、必要ある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講じるとともに、必要ある時は、心の健康に関する相談窓口を開設する。

災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、教育施設の被災により、授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

5 教員の確保

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、町教育委員会に報告し、県教育庁教育総務課へ報告するものとする。

ウ 教員の配置等

町教育委員会は、県教育委員会の判断による教員の配置等の指示について、各学校責任者に通知する。

エ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなど、県教育委員会の判断により、その活用を図る。

(3) 応急教育実施場所等の確保

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 災害を免れた特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 b 町内他校からの応援要員の確保を考慮すること。
2 校舎の全部が被害を受けた場合	a 公民館等の公共施設を利用すること。 b 町内他校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等の利用を行うこと。 d 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	c 町内他校の協力を求めること。 d 短期、臨時的にはPTA等の適当なものの協力を求めること。(退職教員等) 欠員(欠席)が多数のため、b、cの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請して、県において配置するよう努めること。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は町内他校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮設校舎の設定を考慮すること。	長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は、直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ、補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておくこと。
4 町内全域に大きな被害が発生した場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

6 学用品の確保のための調査

(1) 各学校長は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を町教育委員会に報告する。

(2) 町教育委員会は、報告の結果に基づき、教科書等の学用品の確保が、町のみでは困難であると判断した場合は、県教育委員会に必要な協力要請を行う。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

町防災担当部局、町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知する。

また、避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを県教育委員会から学校に派遣し、心のケアを行う。

第3 文化財の応急対策

建築物の文化財が被災した場合、企画調整課は、早急に被害状況を把握し、県教育委員会等の関係機関に連絡するとともに、以下の応急措置を実施する。

- 1 被害が小さいときは、応急修理を行う。
- 2 被害が大きいたときは、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
- 3 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合は、公共施設に一時保管させる。

第21節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

〔ほけん課、福祉課、社会福祉協議会〕

第1 要配慮者に係る対策

- 1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、以下の点に留意し、民生児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
 - (2) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。
 - (3) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機せざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。
- 2 町は、国（厚生労働省）との連携を図りながら、前記の措置を行うにあたって、必要に応じ、隣接市町あるいは県への応援要請を行う。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第10節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。
- 3 町は、社会福祉施設が被災した場合、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、必要に応じて、隣接市町あるいは県に応援要請を行う。
- 4 町は、県との連携を図りながら、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者等に要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講じること。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

町は、県と連携を図りながら、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- 2 掲示板、広報紙、防災行政無線、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- 4 関係業者、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等、当該物資の確保を図ること。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等、必要な措置を講じること。

第4 児童に係る対策

- 1 要保護児童の把握
町は、県と連携を図りながら、次の方法により、被災による孤児、遺

児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされるような措置を講じること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 町は県とともに、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスキアの確保

町は、被災児童の精神不安定に対応するため、県の協力を求め、必要に応じ、児童相談所においてメンタルヘルスキアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町は、県と連携等を図りながら、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配付を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第22節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

〔ほけん課、福祉課、産業振興課、社会福祉協議会〕

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、町社会福祉協議会、県内のボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを町及び県単位に設置し、対応にあたるものとする。

2 情報提供

町は、県と連携を図りながら、ボランティア等を迅速かつ的確に受入れるため、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連絡の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

特に、発災直後においては、県及び隣接市町や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

3 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。被災地域外からのボランティア活動拠点については、SA/PA、「道の駅」等の活用を検討する。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 9 無線による情報収集及び伝達
- 10 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、県及び関係機関と連携を図りながら、ボランティアが居住している市町村が社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を図った上で、被災地へボランティア派遣の申し出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図るものとする。

第3 ボランティア保険の加入促進

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア保険への加入について広報等を通じて呼びかけるとともに、災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

第23節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

〔住民防災課、福島北警察署、伊達地方消防組合、消防団、町内危険物取扱事業者〕

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、伊達地方消防組合及び事業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあたっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

（1）施設等の被害状況

（2）施設等の周辺の火災状況

（3）一般被害状況に関する情報

ア 事業所周辺区域における人身災害発生状況

イ 対外対応状況（町の災害対策本部、その他公共機関、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、伊達地方消防組合、福島北警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講じるものとする。

（1）危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、直ちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。

(2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣事業所へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。

(3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

5 町及び防災関係機関の対応

(1) 災害情報の収集及び報告

町長は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 社会混乱防止対策

町は、県及び報道機関等と相互に協力し、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

伊達地方消防組合は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

また、被害が甚大で伊達地方消防組合では対応できない場合には、災害応援協定に基づく応援要請を行う。

(4) 避難

町長は、福島北警察署と協力し、避難のための付近住民への立退き指示、避難所への受入れを行う。

(5) 交通応急対策

町及び各道路管理者、福島北警察署その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

第24節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

〔住民防災課〕

第1 災害救助法の適用基準

1

災害救助法の適用基準は、市町村ごとに判定が行われるが、原則として同一原因により次に掲げる適用基準のいずれかに該当する被害が発生し、現に被災者が救助を必要とする状態にあるときに、速やかに適用される。

- (1) 町内において、住家が滅失した世帯の数が40世帯以上に達した場合。
(施行令第1条第1項第1号)
- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、町内において、住家の滅失した世帯が20世帯以上に達した場合。
(施行令第1条第1項第2号)
- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、町内において、住家の滅失した世帯が多数である場合。
(施行令第1条第1項第3号前段)

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては町の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであること等、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
(施行令第1条第1項第3号後段)

例 ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助

が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
 (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。

(施行令第1条第1項第4号)

2 住家滅失世帯の算定等

(1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全焼、全壊、全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については、3世帯をもって1世帯とみなす。

(2) 被害の認定基準については、資料編「被害の認定基準表」のとおりである。

3 大規模な災害における速やかな適用

大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、県は町から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに1(5)の第4号基準を適用し、救助を行う。

4 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として本県が告示されたとき、町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第2 災害救助法の適用手続

災害救助法による救助は、市町村単位で実施されるものであり、町における被害が上記第1の1又は4に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を県知事に情報提供しなければならない。

第3 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町が救助費用を繰替支弁したときの交付金の請求については、県が作成する「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

3 迅速な救助の実施

町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うなど、調整を行っておくものとする。

第25節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

〔住民防災課、税務課〕

第1 罹災証明書等の交付

- 1 町は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

- 2 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の市町村又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

- 3 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

- 4 伊達地方消防組合は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第2 被災者生活再建支援法の適用

- 1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その

他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1) 又は (2) の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3) 又は (4) の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3) 又は (4) に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第6号）

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおりである。

- (1) 居住する住宅が全壊（全焼、全流失を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）

- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(1) から (4) までに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

3 支援法の適用手続き

(1) 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに県知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

県知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

4 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（第1の2 (1) から (4) の世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

(第1の2 (5) の世帯)

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第5項第1号)	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第5項第2号)	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第5項第3号)	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5-6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書(住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様)

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書

(3) 支給申請書等の送付

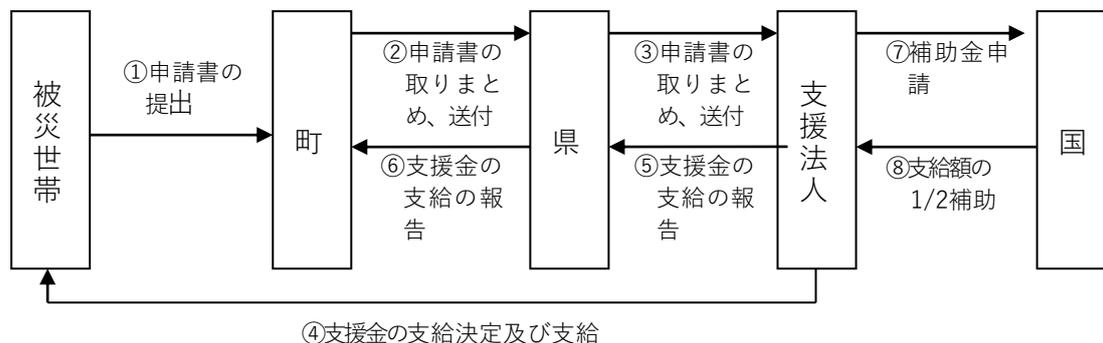
町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第3 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含

まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第26節 土砂災害応急対策

県と福島地方気象台から、土砂災害警戒情報の発表を受け、土砂災害発生の危険性が高まったところには、町は、避難指示の判断を行う。

〔住民防災課、建設課〕

第1 土砂災害警戒情報

1 情報伝達について

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難勧告等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合は、地域の実情に応じて、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町内会や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

2 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

3 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 県と気象台が共同して作成・発表する情報である
- (2) 町長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- (3) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (5) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (6) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

4 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(1) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

(2) 解除基準

1 kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準（以下「CL」という。）を下回り、かつ短時間で再びC

Lを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除する。

5 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難勧告等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難勧告等の発令を行うものとする。

6 情報の伝達体制

災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により県から村へ伝達される。

- (1) 市へ県から土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達される。
- (2) 町は、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- (3) その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

第2 土砂災害・斜面災害応急対策

1 応急対策の実施

- (1) 土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。
速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。
- (2) 町は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。
- (3) 土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民は、高齢者等非難開始の段階から自主的に非難を開始することを推奨する。

2 要配慮者に対する配慮

町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

3 土砂災害等の調査

町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

4 応急対策工事の実施

町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難勧告・指示等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第3 土砂災害緊急情報

1 町への情報の伝達について

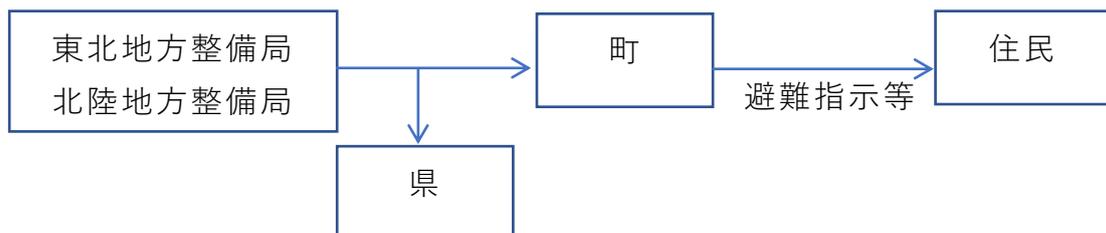
町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難勧告等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、市町村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

2 土砂災害緊急情報の伝達フロー

(1) 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



(2) 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。

